

令和五年第三回

(九月十五日)

特別区競馬組合議会定例会

会

議

録

特別区競馬組合議会

令和五年第三回特別区競馬組合議会定例会会議録 目次

○令和五年九月十五日

期 日	1
場 所	1
出席議員	1
欠席議員	2
出席説明員	2
出席議会事務局職員	3
議事日程	3
開会・開議	4
会議録署名議員の指名	4
諸般の報告	4
例月出納検査の結果報告	4
株式会社ティシューケーサービス経営状況の報告	4
挨拶（小柳津明副管理者）	5
日程第一 会期の決定について	5
日程第二 議案第十二号 特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例	6
日程第三 議案第十三号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	6
日程第四 議案第十四号 特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例	6
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	6

委員会付託	9
日程第五	9
議案第十五号	9
令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第一号)	9
提案理由説明(桑野俊郎競馬事務局長)	9
委員会付託	10
日程第六	10
認定第一号	10
令和四年度特別区競馬組合決算の認定について	10
日程第七	10
議案第十六号	10
特別区分配金について	10
提案理由説明(桑野俊郎競馬事務局長)	10
決算特別委員会の設置・付託	13
会議時間の延長	13
休憩	13
再開	13
各委員会審査報告書の提出	13
追加日程第一	14
議案第十二号	14
特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例	14
追加日程第二	14
議案第十三号	14
特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	14
追加日程第三	14
議案第十四号	14
特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例	14
委員長報告(高森喜美子副委員長)	14
採決	15
追加日程第四	15
議案第十五号	15
令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第一号)	15
委員長報告(峯岸良至委員長)	16
採決	16
追加日程第五	16
認定第一号	16
令和四年度特別区競馬組合決算の認定について	16

追加日程第六 議案第十六号 特別区分配金について …………… 16

採決 …………… 17

会期中の閉会 …………… 17

挨拶（小柳津明副管理者） …………… 17

閉 会 …………… 18

資料の部 …………… 23

議案の部 …………… 33

令和五年第二回特別区競馬組合議公会定例会議録

一期 日 令和五年九月十五日(金)

二場 所 東京区政会館 一九一会議室

三 出席議員(二十名)

十九番	十八番	十七番	十六番	十三番	十二番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
(墨田区)	(練馬区)	(板橋区)	(豊島区)	(渋谷区)	(世田谷区)	(目黒区)	(品川区)	(荒川区)	(北区)	(台東区)	(文京区)	(新宿区)	(港区)	(中央区)	(千代田区)
福田君	田中君	田中君	池田君	丸山君	おぎの君	おのせ君	渡辺君	町田君	大沢君	高森君	白石君	ひやま君	鈴木君	瓜生君	秋谷君
はるみ君	よしゆき君	やすのり君	裕一君	高司君	けんじ君	康裕君	ゆういち君	たかし君	喜美子君	英行君	真一君	たかや君	正高君	こうき君	

二十番

二十一番

二十二番

二十三番

四 欠席議員(三名)

十一番

十四番

十五番

五 出席説明員

副 管 理 者

競馬事務局長(事業担当部長兼務)

経営企画担当部長

総務担当部長

経営企画室長(場外経営担当課長兼務)

広 報 課 長

シ ス テ ム 課 長

総 務 課 長

副参事(法令担当)

経 理 課 長

お 客 様 事 業 課 長

競 走 課 長

(江 東 区)

(足 立 区)

(葛 飾 区)

(江 戸 川 区)

(大 田 区)

(中 野 区)

(杉 並 区)

山 本 区 香 代 子 君

工 藤 区 て つ や 君

峯 岸 区 良 至 君

藤 澤 区 進 一 君

押 見 隆 太 君

酒 井 見 隆 太 君

井 口 見 隆 太 君

小 柳 津 明 君

桑 野 俊 郎 君

粕 谷 招 世 君

岸 幸 弘 君

岡 邑 誠 弘 君

愛 澤 洋 君

赤 瀬 貴 之 君

中 島 浩 司 君

山 本 英 一 君

佐 藤 和 也 君

笹 岡 賢 治 君

木 村 洋 之 君

厩舎管理課長

施設再整備担当課長（小林牧場長兼務）

六 出席議会議務局職員

議会議務局長

議事担当課長

書記

書記

七 議事日程

日程第一 会期の決定について

日程第二 議案第十二号 特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例

日程第三 議案第十三号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

日程第四 議案第十四号 特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第十五号 令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）

日程第六 認定第一号 令和四年度特別区競馬組合決算の認定について

日程第七 議案第十六号 特別区分配金について

追加日程第一 議案第十二号 特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例

追加日程第二 議案第十三号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

追加日程第三 議案第十四号 特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例

追加日程第四 議案第十五号 令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）

追加日程第五 認定第一号 令和四年度特別区競馬組合決算の認定について

追加日程第六 議案第十六号 特別区分配金について

小山昭二君

中嶋将彦君

志賀美知代君

秋山兵吾君

大沼光輝君

市田朋子君

○議長（秋谷こうき君） ただいまから、令和五年第三回特別区競馬組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第百十二条の規定に基づき、十七番田中やすのり議員、十九番福田はるみ議員を会議録署名議員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、諸般の報告について、議会議務局長に報告させます。

○議会議務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

一、令和五年第三回特別区競馬組合議会定例会の招集について

二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上、三件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読は省略いたします。

なお、本日ただいまご出席いただいている議員は十九名でございます。

○議長（秋谷こうき君） 次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されております。

また、地方自治法第二百四十三条の第三第二項の規定に基づき、令和四年度株式会社ティシューケイサービスの経営状況についての報告が管理者から提出されておりますので、併せて議会議務局長より報告させます。

○議会議務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

お手元に、令和五年五月分から七月分までの例月出納検査の結果について報告の写し及び令和四年度株式会社ティシューケイサービスの経営状況についての報告の写しをお配りしてございますので、配付をもって報告いたします。

○議長（秋谷こうき君）　ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

副管理者。

○副管理者（小柳津明君）　特別区競馬組合副管理者の小柳津でございます。

管理者が諸般の事情により出席できませんので、管理者に代わりまして、私からご挨拶申し上げます。

本日は、令和五年第三回特別区競馬組合議会定例会を招集いたしましたところ、ご多忙の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素より、競馬組合の事業運営にご理解とご協力をいただきましていること、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本日ご審議をいただきます案件といたしましては、条例案件三件、予算案件、決算認定案件、分配金案件の計六件の議案をご提出申し上げます。

慎重な審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（秋谷こうき君）　副管理者の挨拶が終わりました。

これより、日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

日程第一　　会期の決定について

○議長（秋谷こうき君）　会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第四条第一項第一号の規定に基づき、本日九月十五日から十九日までの五日間といたします。

と思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日九月十五日から十九日までの五日間とすることに決定いたしました。
次に、日程第二から日程第四までを一括議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

日程第二 議案第十二号 特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例

日程第三 議案第十三号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

日程第四 議案第十四号 特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例

○議長（秋谷こうき君） これらの案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第十二号から議案第十四号まで、順にご説明申し上げます。

恐れ入ります。縦書きの議案書（一）のページをお開き願います。

初めに、議案第十二号、特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の規定による高齢者部分休業制度を導入するため必要な事項を制定するものでございます。条例の内容につきまして順にご説明申し上げます。

本条例は、六条と附則から成っており、第一条において本条例の趣旨を定め、第二条において高齢者部分休業の承認につ

いて、当該職員の一週間の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとし、第二項及び第三項において、取得可能となる時期を六十歳到達後の最初の四月一日以降と定め、第三条で承認の取消及び休業時間の短縮について定め、第四条は職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務に支障がない場合には休業時間の延長を承認できる旨定め、第五条は給与の減額の規定で、承認を受けて勤務しない時間について、一時間につき時間単価として算出した給与の額を減額し、第六条は施行に關して必要な事項の委任事項を定めるものとされています。

本条例の施行期日を附則において、令和六年四月一日とするものとされています。

恐れ入ります、議案書の五ページをお開き願います。

続きまして、議案第十三号、特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、パートナースhip関係にあるものを、配偶者と同等に扱うため、関係する条例の規定を整備するものとされています。規定の整備を行う条例は五条例で、内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

九ページをお開き願います。

第一条の改正は、特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限及び介護休暇について改正を行うものとされています。

十二ページをお開き願います。

第二条の改正は、特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の非常勤職員の育児休業が最長で二歳まで取得可能となる要件並びに、再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長及び再度の育児短時間勤務の取得が可能となる要件について改正を行うものとされています。

十八ページをお開き願います。

第三条は、特別区競馬組合職員の給与に関する条例の扶養手当、住居手当及び単身赴任手当について改正を行うものとされています。

二十一ページをお開き願います。

第四条は、特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の死亡した職員の退職手当の支給に係る遺族の範囲並びに寄宿手当及び移転費の支給要件について改正を行うものでございます。

二十四ページをお開き願います。

第五条は、特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の旅費の支給に係る扶養親族及び遺族について改正を行うものでございます。

恐れ入ります、お戻りいただきまして、七ページをお開き願います。

本条例の附則でございます。

第一項は本条例の施行期日を令和五年十月一日と定め、第二項は特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正で、扶養手当の支給に係る欠配一子特例について、パートナーシップ関係にある職員を対象外とし、配偶者と同等の取扱いとする旨定めるものでございます。

恐れ入ります。二十九ページをお開き願います。

続きまして、議案第十四号、特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、競馬法の改正に伴い規定を整備するものでございます。

三十ページをお開き願います。

改正の内容について新旧対照表によりご説明申し上げます。

第六条中「競馬の公正を確保し、その他競馬場内及び場外設備内の秩序を維持するため」を「競馬場内及び場外設備内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保し、又は競馬の円滑な実施を確保するため、」に改めるもので、令和五年十月一日から施行するものでございます。

議案第十二号、第十三号及び第十四号の説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき君） 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第五を議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

日程第五

議案第十五号

令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）

○議長（秋谷こうき君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） ただいま議題となりました議案第十五号、令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）につきましてご説明申し上げます。

横書きの議案書（二）の三ページをお開き願います。

本案は、予算総則第一条において、令和五年度特別区競馬組合一般会計の補正予算（第一号）は、次に定めるところによるものとし、具体的な内容は第二条及び第三条で規定するものでございます。

第二条は、業務の予定量の定めで、（一）年間開催日数に二日を加え百日とし、（三）総利用人員に二十二万人を加え二千三百七十三万六千六百人とし、（四）大井競馬場において施行する競走数に二十競走を加え一千百七十七競走とするものです。

第三条は、収益的収入及び支出の予定額の定めで、収入の第一款営業収益は、第一項競馬開催収益に補正予定額九十八億八千四百二十七万六千円を加え、二千七億五千五百三十五万六千円とし、款合計で二千百七億六百七十一千円とするものです。

次に、支出でござります。

第一款、営業費用は第一項、競馬開催費用に補正予定額八十二億九千二百九万五千円を加え、一千九百三十八億二千七百五十五万三千円とし、第二項、場間場外費用に補正予定額百九十九万一千円を加え、六十五億四千八百三十五万四千円とし、款合計を二千十億七千五百八十二万五千円とするものです。

七ページ以降は、令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）の説明書でございまして、実施計画、キャッシュ・フロー計算書、予定損益計算書、予定貸借対照表でございまして、

以上、令和五年九月十五日提出管理者名でございまして。

議案第十五号の説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき君） 提案理由の説明は終わりました。

本案については、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第六及び日程第七を一括議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

日程第六 認定第一号 令和四年度特別区競馬組合決算の認定について

日程第七 議案第十六号 特別区分配金について

○議長（秋谷こうき君） これらの案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） それでは、ただいま一括議題となりました認定第一号並びに議案第十六号について順にご説明申し上げます。

初めに、令和四年度特別区競馬組合決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の二ページをお開き願います。

収益的収入の決算額は、第一款営業収益、第二款営業外収益、第三款特別利益の合計額で、三ページ表中右から三列目、決算額の一番下の欄に記載の二千九十六億八千九百九十二万八千三百二十六円となりました。

次に、四ページをお開き願います。

続いて、収益的支出の決算額は、第一款営業費用、第二款営業外費用、第三款特別損失の合計額で、五ページ表中右から四列目、決算額の一番下の欄に記載の一千九百十六億六千七百七十六万六千二百五円となりました。

次に、六ページをお開き願います。

まず、上段資本的収入の決算額は、七ページ表中右から三列目、決算額の一番下の欄に記載のとおり、ゼロ円でございます。

続いて、下段資本的支出の決算額は、第一款資本的支出、第一項建設改良費で、七ページ表中右から六列目、決算額一番下の欄に記載の二億二千四百五十万一千三百七十八円となりました。

なお、収入が支出に不足する額は欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金により補填しております。

次に、八ページをお開き願います。

令和四年度の損益計算書でございます。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、百八十三億五千二百九十三万一千九百四十一円となっております。そこから営業外損失を減じたものが経常利益。さらに、そこから特別損失を減じた令和四年度の純利益は、下から四行目に記載の百八十億二千二百十六万二千二百二十一円となりました。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末未処分利益剰余金は五百二十三億五千五百四十九万七千四百四十八円でございます。

続きまして、十ページをお開き願います。

令和四年度の剰余金計算書でございます。

この計算書で算出された剰余金を、次の十一ページの剰余金処分計算書案により、当年度末残高の未処分利益剰余金から

表記のとおり、総額百三十八億円を特別区分配金として処分し、四十二億二千二百六万二千二百一十一円を施設整備等積立金への積立てとし、残額三百四十三億三千三百三十三万五千三百二十七円を繰越利益剰余金とするものでございます。

続きまして、十二ページをお開き願います。

令和五年三月三十一日現在の財政状況を明らかにした貸借対照表でございまして、十三ページ一番下の負債と資本の合計は七百四十九億七千九百三十二万九千三百七十四円となり、十二ページ一番下の資産合計と一致しております。

なお、十八ページ以降に附属書類及び参考資料を添付してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。恐れ入ります。決算書最後のページ六十五ページをお開き願います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率を記載したものでございます。

表記の算出基礎に基づいて計算いたしますと、資金不足は生じていないという表記になってございます。

また、本決算につきましては、別冊でお手元に配付してございますとおり、監査委員から決算審査意見書をいただいております。

続きまして、議案第十六号、特別区分配金についてご説明申し上げます。恐れ入ります。縦書きの議案書（一）の三十一ページをお開き願います。

本案は、令和四年度末処分利益剰余金を処分し、特別区に分配するため提案するものでございます。

分配金総額は、百三十八億円でございます。令和四年度決算に基づく利益処分として、一区当たり六億円を分配いたします。

分配の時期は、令和六年四月三十日でございます。

認定第一号及び議案第十六号の説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご認定、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき君） 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、委員会条例第四条第一項及び第二項の規定により、全議員をもって構成する決算特別委員会を設

置し、これに付託することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、認定第一号及び議案第十六号は、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ここで議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午後二時二十九分）

再 開（午後三時十二分）

○議長（秋谷こうき君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、総務・事業副委員長、財務委員長及び決算特別委員長から各委員会の審査報告書が提出されました。

審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもって、ご報告といたします。

この際、日程の追加について、お諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第十二号ほか五件を本日の日程に追加したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、議案第十二号ほか五件を本日の日程に追加することに決定いたしました。
追加日程第一から追加日程第三までを一括議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

追加日程第一 議案第十二号 特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例

追加日程第二 議案第十三号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

追加日程第三 議案第十四号 特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例

○議長（秋谷こうき君） これらの案につきまして、総務・事業副委員長の報告を求めます。

高森総務・事業副委員長。

○総務・事業副委員長（高森喜美子君） 総務・事業委員会に付託されました議案第十二号から議案第十四号までの審査経過及び結果につきましてご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後審査に入りました。

委員から、議案第十二号について対象職員数、議案第十三号について申請の証明などの質疑があり、採決の結果、委員会では、議案第十二号から議案第十四号まで全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、総務・事業委員会の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

議案第十二号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、議案第十二号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第十三号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第十三号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第十四号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、議案第十四号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第四を議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

追加日程第四

議案第十五号

令和五年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）

○議長（秋谷こうき君） 本案につきまして、財務委員長の報告を求めます。

峯岸財務委員長。

○財務委員長（峯岸良至君） 財務委員会に付託されました議案第十五号の審査経過及び結果につきましてご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りましたが、審査に当たっては、特に質疑意見等はなく、採決の結果、委員会は議案第十五号について全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、財務委員会の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、採決いたします。

財務委員会の審査結果は原案可決でございます。

議案第十五号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、議案第十五号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第五及び追加日程第六を一括議題といたします。

〔議会事務局長朗読〕

追加日程第五

認定第一号

令和四年度特別区競馬組合決算の認定について

追加日程第六

議案第十六号

特別区分配金について

○議長（秋谷こうき君） これらの案につきましては、全議員で構成する決算特別委員会で審査しておりますので、委員長の報告は

省略したいと思います。

これより採決いたします。

決算特別委員会の審査結果は認定第一号が認定、議案第十六号は原案同意でございます。

認定第一号は、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、認定第一号は、認定することに決定いたしました。

議案第十六号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、議案第十六号は原案に同意することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第六条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（秋谷こうき君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

副管理者。

○副管理者（小柳津明君） 本日ご提案申し上げました案件につきまして、慎重なるご審議をいただき、ご決定を賜りまして、誠に

ありがとうございます。

なお、事業運営に当たりましては、ダート三冠の広報、暑さ対策、インバウンド対策など、これらのことを十分踏まえ、競馬事業の発展に努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長をはじめ、皆様方のなお一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（秋谷こうき君） 副管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和五年第三回特別区競馬組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉

会（午後三時十八分）

会議録署名議員

議長 秋谷 こうき

議員 田中 やすのり

議員 福田 はるみ

資
料
の
部

令和5年第3回特別区競馬組合議会定例会 議事日程

令和5年9月15日(金) 午後2時10分開議

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第12号 特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例
- 日程第3 議案第13号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第14号 特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第15号 令和5年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 認定第1号 令和4年度特別区競馬組合決算の認定について
- 日程第7 議案第16号 特別区分配金について



5特競総第681号
令和5年9月8日

特別区競馬組合議会

議長 秋谷 こうき 殿

特別区競馬組合

管理者 近藤 弥生

令和5年第3回特別区競馬組合議会定例会の
招集について

このことについて、本日、別紙写しのとおり告示したのでお知らせいたします。

記

- 1 期 日
令和5年9月15日(金)
- 2 場 所
東京区政会館 19階 191会議室
以 上



5 特競総第 715 号
令和 5 年 9 月 8 日

特別区競馬組合議会
議長 秋谷 こうき 殿

特別区競馬組合
管理者 近藤 弥生

議案の送付について

このことについて、令和 5 年第 3 回特別区競馬組合議会定例会に付議する案件を下記のとおり送付いたします。

記

- 1 条例案件
 - 議案第 12 号 特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例
 - 議案第 13 号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
 - 議案第 14 号 特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例
 - 2 予算案件
 - 議案第 15 号 令和 5 年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第 1 号）
 - 3 決算案件
 - 認定第 1 号 令和 4 年度特別区競馬組合決算の認定について
 - 4 分配金案件
 - 議案第 16 号 特別区分配金について
- 以 上

特別区競馬組合告示第三十八号

令和 5 年第 3 回特別区競馬組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 9 月 8 日



特別区競馬組合
管理者
近藤 弥生

一 期日 令和 5 年 9 月 15 日（金）

二 場所 東京区政会館 十九階 一九一会議室



5 特競総第 738 号
令和 5 年 9 月 8 日

特別区競馬組合議会
議長 秋谷 こうき 殿

特別区競馬組合
管理者 近藤 弥生

令和 5 年第 3 回特別区競馬組合議会定例会に
出席する議事説明員について

5 特競議第 101 号により要求のあった、標記の件について、下記のとおり通知
いたします。

記

- | | |
|------------------------|---------|
| 1 組合役員 | |
| 副 管 理 者 | 小 柳 津 明 |
| 2 職 員 | |
| 競馬事務局長
(事業担当部長兼務) | 桑 野 俊 郎 |
| 経営企画担当部長 | 粕 谷 招 世 |
| 総務担当部長 | 岸 幸 弘 |
| 経営企画室長
(場外経営担当課長兼務) | 岡 邑 誠 |
| 広 報 課 長 | 愛 澤 洋 |
| シ ス テ ム 課 長 | 赤 瀬 貴 之 |
| 総 務 課 長 | 中 島 浩 司 |
| 副 参 事
(法令担当) | 山 本 英 一 |
| 経 理 課 長 | 佐 藤 和 也 |
| お 客 様 事 業 課 長 | 笹 岡 賢 治 |
| 競 走 課 長 | 木 村 洋 之 |
| 厩 舎 管 理 課 長 | 小 山 昭 二 |
| 施設再整備担当課長
(小林牧場長兼務) | 中 嶋 将 彦 |
| 監査委員事務局長 | 古 橋 豊 |
| | 以 上 |



5 特競監第 45 号
令和 5 年 6 月 28 日

特別区競馬組合
議 長 秋 谷 こうき 様

特別区競馬組合
監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 池 田 裕 一

令和 5 年 5 月分例月出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 5 年 6 月 28 日 (水)
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 5 年 5 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管
状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 5 年 5 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別
紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合
し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと
を確認した。

(別紙掲載は省略)

写

5特競監第63号
令和5年7月28日

特別区競馬組合
議長 秋谷 こうき 様

特別区競馬組合
監査委員 田辺 裕子
監査委員 池田 裕一

令和5年6月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果について、同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和5年7月27日（木）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和5年6月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和5年6月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

（別紙掲載は省略）

写

5特競監第74号
令和5年8月28日

特別区競馬組合
議長 秋谷 こうき 様

特別区競馬組合
監査委員 田辺 裕子
監査委員 池田 裕一

令和5年7月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果について、同条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和5年8月28日（月）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和5年7月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和5年7月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

（別紙掲載は省略）



5特競総第 698 号
令和 5 年 9 月 15 日

特別区競馬組合議会
議長 秋 谷 こ う き 殿

特別区競馬組合
管理者 近 藤 弥 生

令和 4 年度株式会社ティシーケイサービスの
経営状況について（報告）

このことについて、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

- 1 報告内容
令和 4 年度における株式会社ティシーケイサービスの現況及び決算内容
- 2 報告書類
 - ① 株式会社ティシーケイサービスの現況について
 - ② 貸借対照表
 - ③ 損益計算書

特別区競馬組合

株式会社ティシーケイサービスの現況について（報告）

1 第23回定時株主総会

- (1) 日 時（場所） 令和5年6月22日（木）午後3時（本社会議室）
- (2) 報 告 事 項
第23期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）決算の件

2 経営成績（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日）

売 上 高 (対前期増減率)	営業利益 (対前期増減率)	経常利益 (対前期増減率)	当期純利益 (対前期増減率)	繰越利益剰余金
1,181,245,402円 (120.64%)	15,838,839円 —	18,356,908円 (72.79%)	10,860,669円 (67.43%)	124,044,853円

3 業績の推移

区 分	第19期 (平成30年度)	第20期 (令和元年度)	第21期 (令和 2 年度)	第22期 (令和 3 年度)	第23期 (令和 4 年度)
営業利益	2,005,106円	10,075,783円	△120,358,929円	△2,422,065円	15,838,839円
当期純利益	1,478,767円	7,556,502円	22,667,180円	16,105,552円	10,860,669円
総資産額	253,522,214円	252,773,937円	282,209,840円	317,449,059円	362,377,750円

4 株式の状況（令和 5 年 3 月 3 1 日現在）

- (1) 株 式 総 数 2,000株
- (2) 株 主 特別区競馬組合

5 会社の概要

- (1) 事 業 内 容
競馬主催者等から受託する投票業務及び競馬開催関連業務
- (2) 本 社 事 業 所
東京都品川区勝島二丁目 1 番 2 号 大井競馬場内
- (3) 社 員 の 状 況（令和 5 年 3 月 3 1 日現在）
社 員 4 6 名
契約社員・パートタイマー等 1 1 5 名

貸借対照表

(単位：円)

株式会社 ティシーケイサービス

令和 5年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	351,585,086	【流動負債】	136,752,635
現金及び預金	228,290,825	買掛金	2,164,125
売掛金	114,621,341	未払金	91,741,374
棚卸資産	9,112,632	未払費用	16,831,337
前渡金	9,200	預り金	953,075
立替金	20,560	未払法人税等	789,800
未収入金	156,528	賞与引当金	11,290,724
前払費用	61,000	未払消費税等	12,982,200
貸倒引当金	687,000	【固定負債】	1,580,262
【固定資産】	10,792,664	退職給付引当金	1,580,262
(有形固定資産)	10,518,414	負債の部計	138,332,897
建物附属設備	23,837	純資産の部	
構築物	2,279,913	【株主資本】	224,044,853
工具・器具・備品	8,214,664	[資本金]	100,000,000
(無形固定資産)	224,250	[利益剰余金]	124,044,853
ソフトウェア	224,250	(その他利益剰余金)	124,044,853
(投資その他の資産)	50,000	繰越利益剰余金	124,044,853
保証金・敷金	50,000	(うち当期純利益)	(10,860,669)
		純資産の部計	224,044,853
資産の部計	362,377,750	負債・純資産の部計	362,377,750

損益計算書

(単位：円)

自 令和 4年 4月 1日

株式会社 ティシーケイサービス

至 令和 5年 3月31日

科 目	金 額	
【売上高】		1,181,245,402
【売上原価】		
期首棚卸高	10,186,548	
仕入高	23,649,904	
合計	33,836,452	
他勘定振替高	32,156	
期末棚卸高	8,592,178	25,212,118
売上総利益		1,156,033,284
【販売費及び一般管理費】		1,140,194,445
営業利益		15,838,839
【営業外収益】		
受取利息	121	
雑収入	2,517,948	2,518,069
経常利益		18,356,908
【特別損失】		
固定資産除却損	131,537	
貸倒損失	48,728	
雑損失	766,156	946,421
税引前当期純利益		17,410,487
法人税、住民税及地産税		6,549,818
当期純利益		10,860,669

令和5年第3回特別区競馬組合議会定例会 追加議事日程

令和5年9月15日(金) 午後2時10分開議

- 追加日程第1 議案第12号 特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例
- 追加日程第2 議案第13号 特別区競馬組合職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第14号 特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第15号 令和5年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第1号)
- 追加日程第5 認定第1号 令和4年度特別区競馬組合決算の認定について
- 追加日程第6 議案第16号 特別区分配金について



令和5年9月15日

特別区競馬組合議会
議長 秋谷 こうき 様

特別区競馬組合議会
総務・事業副委員長 高森 喜美子

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第12号	特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例	原案可決
議案第13号	特別区競馬組合職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
議案第14号	特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例	原案可決



令和5年9月15日

特別区競馬組合議会
議長 秋谷 こうき 様

特別区競馬組合議会
財務委員長 峯岸 良至

財務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第15号	令和5年度特別区競馬組合一般会計補正 予算(第1号)	原案可決



令和5年9月15日

特別区競馬組合議会
議長 秋谷 こうき 様

特別区競馬組合議会
決算特別委員長 峯岸 良至

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
認定第1号	令和4年度特別区競馬組合決算の認定に ついて	認定
議案第16号	特別区分配金について	原案同意

議
案
の
部

議案第十二号

特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月十五日

提出者 特別区競馬組合管理者 近藤 弥生

特別区競馬組合職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の三の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第二条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、六十歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第三条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職

員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第四条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(給与の減額)

第五条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、特別区競馬組合職員の給与に関する条例(昭和二十八年特別区競馬組合条例第四号。以下「給与条例」という。)第十四条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額、管理職手当の月額及び給与条例第十八条に規定する組合規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年特別区競馬組合条例第一号。以下「勤務時間条例」という。)第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に給与条例第十八条に規定する組合規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)にあつては、その額に勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間を同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)を減額して給与を支給する。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の規定による高齢者部分休業制度を導入するため、必要な事項を定める。

議案第十三号

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月十五日

提出者 特別区競馬組合管理者 近藤 弥生

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年特別区競馬組合条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項及び第二項中「含む。以下同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加える。

第十六条第一項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例(平成四年特別区競馬組合条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「以下同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、

互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）を加え、同条第三号イ及びロ中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

「第二条の四第一号及び第二号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三条第五号、第四条及び第八号第七号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十八条第一項中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

（特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 特別区競馬組合職員の給与に関する条例（昭和二十八年特別区競馬組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「以下同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

（第十一条の三第二項第二号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

第十二条の二第一項及び第二項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

（特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第四条 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年特別区競馬組合条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「含む。」の下に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が

性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加える。

第十三条第八項第二号中「含む。」を「含む。第五号において同じ。」又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第五号中「同条第二項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第二項」に改める。

（特別区競馬組合職員の旅費に関する条例の一部改正）

第五条 特別区競馬組合職員の旅費に関する条例（昭和二十八年特別区競馬組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「以下同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第七号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

（特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部改正）

2 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年特別区競馬組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「引き続き」の下に、「配偶者を有しない場合（特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（令和五年特別区競馬組合条例第 号）の施行の日以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

附則第十項中「が配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則第十二項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の下に「（特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（令和五年特別区競馬組合条例第 号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至つた場合は、同日）」を加える。

（提案理由）

パートナーシップ関係にある者を配偶者と同等に扱うため、関係する条例の規定を整備する。

議案第十四号

特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月十五日

提出者 特別区競馬組合管理者 近藤 弥生

特別区競馬組合競馬条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合競馬条例（昭和五十二年特別区競馬組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「競馬の公正を確保し、その他競馬場内及び場外設備内の秩序を維持するため」を「競馬場内及び場外設備内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保し、又は競馬の円滑な実施を確保するため、」に改める。

附 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

（提案理由）

競馬法の改正に伴い、規定を整備する。

議案第15号

令和5年度特別区競馬組合 一般会計補正予算（第1号）

令和5年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度特別区競馬組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	既決予定量	補正予定量	計
(1) 年間開催日数	98日	2日	100日
(3) 総利用人員	2,351万6,600人	22万人	2,373万6,600人
(4) 大井競馬場において施行する競走数	1,157競走	20競走	1,177競走

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 営業収益	200,821,795千円	9,884,276千円	210,706,071千円
第1項 競馬開催収益	190,871,080千円	9,884,276千円	200,755,356千円

科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 営業費用	192,781,739千円	8,294,086千円	201,075,825千円
第1項 競馬開催費用	185,535,458千円	8,292,095千円	193,827,553千円
第2項 場間場外費用	6,546,363千円	1,991千円	6,548,354千円

令和5年9月15日 提出

特別区競馬組管理者 近藤 弥生

認定第一号

令和四年度特別区競馬組合決算の認定について

右の議案を提出する。

令和五年九月十五日

提出者

特別区競馬組合管理者

近藤

弥生

令和四年度特別区競馬組合決算の認定について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定に基づき、令和四年度特別区競馬組合決算を監査委員の意見を付して提出し、併せて、同法第三十二条第二項の規定に基づき、令和四年度特別区競馬組合競馬事業剰余金処分計算書（案）を提出する。

議案第十六号

特別区分配金について

右の議案を提出する。

令和五年九月十五日

提出者

特別区競馬組合管理者

近藤

弥生

特別区分配金について

特別区分配金を左記により分配する。

記

一	分配金総額	百三十八億円
二	各区分配額	一区当り 六億円
三	分配の時期	令和六年四月三十日

（提案理由）

令和四年度未処分利益剰余金を処分し、特別区に分配するため、平成十四年六月十八日議決「特別区競馬組合利益金の処分について」に基づき本案を提出する。

令和五年第三回特別区競馬組合議定会定例会会議録

令和五年十一月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議事事務局

千代田区飯田橋三丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 〇三(五二一〇)九七二八

